

四日市市告示第522号

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく市長が定める額（平成5年四日市市告示第205号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月5日

四日市市長 森 智 広

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,166円	13,207円
20歳以上25歳未満	5,691円	13,207円
25歳以上30歳未満	6,194円	14,410円
30歳以上35歳未満	6,574円	17,067円
35歳以上40歳未満	6,782円	19,457円
40歳以上45歳未満	7,139円	21,258円
45歳以上50歳未満	7,212円	22,444円
50歳以上55歳未満	7,109円	24,625円
55歳以上60歳未満	6,698円	24,863円
60歳以上65歳未満	5,651円	21,245円
65歳以上70歳未満	3,980円	15,827円
70歳以上	3,980円	13,207円

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び令和5年4月1日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

（総務部人事課）